

**【用語】** 社人——赤城神社の神官 朱印地——年貢諸役免除の朱印状を与えた土地 押領——横領、公共のものを不法に自分のものにすること と 裁許——訴訟を裁決すること 支配様——幕府代官 運上——小物成の一つ、商工・漁獵・林業などの営業者に課した雜年貢 代永——代わりに年貢銭を納めること 論所——争論の場所 炭役——炭焼稼ぎの年貢亡書——文書がないがしろにすること 檀廻——檀那・檀家のところを守札などを持つて廻ること 勢多郡女渕村・深津村——勢多郡粕川村

**【解説】** 赤城山の林野は用水源を維持する涵養林として大切に保護され、その一部は御囲い林として伐採が禁じられていたが、大部分の林野は無年貢の林野で、南麓だけでも一三六カ村（元禄年間）が入り会っていた。ところが元禄五年（一六九二）六月、勢多郡三夜沢村（宮城村）の赤城明神の社人が鼻毛石・柏倉・苗ヶ島（宮城村）の三カ村を相手どり、赤城明神の境界をめぐる訴訟を起こしたのをはじめ、同九年には苗ヶ島村が入会地内において新田開発を企て、水下一一カ村から用水と株不足を理由に訴えられた。

その後、明和四年（一七六七）には室沢村の名主孫兵衛が、立木を伐採して炭焼きをしていたことが発覚し、苗ヶ島村などから訴えられるという事件がおきている。また、文化年間には湯之沢温泉で薪を刈り取つたとして、炭役永を上納している村々から訴えがおこされた。さらに嘉永二年（一八四九）には赤城明神の社人が荒山深谷の立木を売払つたとして、女渕村や茂木村など勢多郡下六五カ村の惣代四人が訴訟に踏み切るなど、林野の利用や炭焼きをめぐる紛争が絶えなかつた。この文書は立木売払いの訴訟を起こすにあたり、その訴訟内容や経費の負担などについて原告の村々が取り決めた議定証文である。